

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和5年10月2日

月曜日

号外(2)

目次

告 示	
○県道路線の変更	1
○道路の区域決定	2
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	3
○漁具の標識の設置を必要とする定置漁業の指定	4
公安委員会告示	
○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正	5
公 告	
○落札者等の公示	

告 示

富山県告示第365号

県道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第2項の規定により、次のように県道の路線を変更する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課において令和5年10月2日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

整理番号	旧新別	路 線 名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
258	旧	北高木新富町線	砺波市北高木		
			砺波市新富町		

258	新	北高木出町線	砺波市北高木		
			砺波市出町		

富山県告示第366号

道路の区域決定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり決定したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月 2 日から1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 5 年10月 2 日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 北高木出町線	砺波市高波3351番地先から 砺波市出町38番 9 まで	最大 38.9 最小 9.3	3,903.2	砺波土木 センター

富山県告示第367号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月 2 日から1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 5 年10月 2 日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 砺波福光線	砺波市中神字佛島1390番地先から 砺波市深江一丁目 295番地先まで	変更前	A	最大 14.5 最小 5.5	283.7	砺波土木センター
	砺波市出町 108番19から 砺波市広上町14番地先まで	変更後	B	最大 20.3 最小 11.8	343.9	
県道 高岡砺波線	砺波市出町中央9番4地先から 砺波市出町 323番3地先まで	変更前	A	最大 17.1 最小 5.9	310.9	砺波土木センター
	砺波市出町中央15番5地先から 砺波市一番町67番地先まで	変更後	B	最大 35.7 最小 13.0	432.8	
県道 安養寺砺波線	砺波市西中1011番から 砺波市出町 108番18まで	変更前	A	最大 26.4 最小 6.2	2,456.1	砺波土木センター
	砺波市西中1011番から 砺波市鷹栖出字宮島 200番11地先まで	変更後	B	最大 20.9 最小 6.2	2,335.3	

富山県告示第368号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月2日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 砺波福光線	砺波市出町 108番19から 砺波市広上町14番地先まで	令和5年10月2日	砺波土木 センター
県道 高岡砺波線	砺波市出町中央15番5地先から 砺波市一番町67番地先まで	令和5年10月2日	砺波土木 センター
県道 北高木出町線	砺波市高波3351番地先から 砺波市出町38番9まで	令和5年10月2日	砺波土木 センター
県道 安養寺砺波線	砺波市西中1011番から 砺波市鷹栖出字宮島 200番11地先ま で	令和5年10月2日	砺波土木 センター

富山県告示第369号

漁具の標識の設置を必要とする定置漁業の指定について

富山県漁業調整規則（昭和39年富山県規則第61号）第53条第1項の規定により、漁具の標識の設置を必要とする定置漁業を次のとおり定め、令和5年9月1日から施行する。

漁具の標識の設置を必要とする定置漁業の指定について（平成30年富山県告示第382号）は、廃止する。

令和5年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

富山海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の漁場計画について（令和5年富山県告示第220号）の公示番号定第40号（深曳）、定第41号（天神前網）、定第42号（深曳小網）、定第50号（伊喜礼三番）、定第51号（伊喜礼二番）、定第52号（酒樽）、定第53号（東三番）、定第54号（大神楽）、定第55号（黒山）、定第56号（三俵目）、定第57号（大中瀬）、定第58号（中瀬四番）、定第59号（中瀬五

番)、定第60号(瀬中)、定第61号(刈又)及び定第62号(鈴島)

富山県公安委員会告示第81号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について(昭和46年富山県公安委員会告示第号)の一部を次のように改正し、令和5年10月2日から施行する。

令和5年10月2日

富山県公安委員会

委員長 金井 豊

別表第1(3)一方通行

富山市の項第301号の次に次の2号を追加する。

302	富山市飯野15新屋交差点から同市金泉寺545金泉寺南公園南方までに至る国道8号仮設道路(北側)は、同順路の進行方向の一方通行とする。	700m	終日	自動車原付	
303	富山市金泉寺545金泉寺南公園南方から同市新屋4-3新屋交差点までに至る国道8号仮設道路(南側)は、同順路の進行方向の一方通行とする。	700m	終日	自動車原付	

公 告

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年10月2日

富山県知事 新田 八朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

富山県立高等学校入学者選抜インターネット出願システム構築及び運用保守業務一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県教育委員会教育企画課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和5年9月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社甲府情報システム 山梨県中央市流通団地2-5-1

5 落札金額

136,840,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年7月28日

8 総合評価に係る入札者の得点

入札者名	合計点数
株式会社甲府情報システム	824.7点